

公開質問状

九州電力株式会社 御中

2012年2月23日

原発なくそう！九州玄海訴訟原告団	代表	長谷川	照
原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団	共同代表	板井	優
	同	池永	満
	同	河西	龍太郎

貴社玄海原子力発電所の再稼働に関して、以下のとおり質問いたしますので、ご回答下さい。

なお、本質問事項は、あくまでも玄海原発の再稼働に関するものであり、現在佐賀地方裁判所に係属している訴訟とは直接関係はいたしません。

第1 私たちの考え

1 はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故は、昨年末に収束宣言が出されたものの、事故後1年が経過しようとする現在になっても、いまだ事故原因を解明するには至っていません。

そうであるにもかかわらず、貴社を含めた電力業界では、運転停止中の原発を再稼働させる動きが起きています。

原発事故の被害の甚大さ、悲惨さに鑑みれば、事故原因すら解明されず安全性の保障のないままでの再稼働などあり得ないというのが、私たちを含めた多くの国民の思いです。

貴社の進める玄海原発の再稼働に対する私たちの基本的な見解は以下のとおりです

2 立地自治体以外の自治体との安全協定締結について

昨年末、中国電力は、島根原発に関し、島根原発のEPZ圏外で原発から半

径30キロ以内の市町村とも（内容は不十分ながら）原子力安全協定を締結しました。

原発事故の被害が、立地市町村以外の自治体にも、立地自治体と変わらない程度に及ぶことは、福島事故によっても明白になったところであり、かかる中国電力の対応は当然といえます。

これを受けて貴社は、今年1月に、福岡県、福岡市、糸島市など立地自体以外の自治体との間で、原発情報提供を主な内容とする原子力安全協定を締結すると発表しましたが、施設変更に対する事前了解権を認めるという立地自治体並の協定については締結の意思を示すには至っていません。

地域住民の安全を担う自治体は住民の立場で原子力事業所の安全施策実施状況を確認する必要があり、十分な安全確認ができるまで再稼働を了解しないことは、事故の被害者となる周辺自治体に当然認められる権利です。

したがって、貴社には、立地自治体以外の自治体とも、事前了解権を含めた立地自治体並の安全協定を速やかに締結する義務があると考えます。

3 住民に対する説明について

原発事故の被害が、立地自治体の近隣自治体はもとよりさらにその周辺自治体（以下、単に「周辺自治体」と表現します）に居住する人々にも深刻な影響を与えることは、福島第一原発事故で明らかとなりました。原発の安全性は、当該自治体及びその市民だけではなく全国民の関心事ですし、少なくとも周辺自治体及びその市民にとっては切実な問題です。

とくに玄海原発では、事故態様によっては、高く舞い上がった放射性物質が偏西風等の影響で福島事故とは比べものにならない広範囲の国土を汚染するとの指摘もあります。

それ故、貴社の玄海原発の安全性について、周辺自治体に居住する市民から、数多くの不安の声が上がり、具体的な疑問点（例えば「福島第一原発事故の原因を踏まえた安全対策が十分にとられているか」など）も投げかけられています。

貴社には、それらの疑問点に対して、合理的な回答をきちんと行う義務があると私たちは考えますし、少なくとも、そうした方がよいことは明らかなです。

しかるに、私たちの目から見ますと、疑問点に対して合理的な説明をしていないのはもとより、何らの説明もせずに、再稼働へ向かっているように見えま

す。

貴社が再稼働を急ぐ理由として、電力不足を挙げていますが、その点についても、疑問（例えば「原発以外の既存の発電施設の稼働で必要電力は賄えるのではないか」など）が出されていますが、それに対する貴社の合理的な回答を我々は知りません。

したがって私たちは、貴社には、周辺自治体の住民に対して、その方々の再稼働に関する疑問点(特に安全性と必要性)を聞き、それに対して一般の市民が納得するに足る合理的回答をする義務があると考えます。

そして、自治体と、そこに実際に生活している住民とは全く別ですから、住民に対する説明は、自治体に対する説明とは別に行われるべきと考えます

4 福島第一原発事故の原因究明と再稼働について

福島第一原発は、津波の到来前に地震動によって機器や配管の破損が生じたとの指摘が、事故後間もなく専門家によってなされていました。最近までの調査で、地震発生後、津波到来前に福島第一原発近くのモニタリングポストで高レベルの放射線量を知らせる警報が鳴っていたことが判明しており、東電原子力設備管理部の小林照明課長が「津波が来る前に放射性物質が出ていた可能性も否定できない」と発言するなど、地震動による機器や配管の破損が生じていたことが強く疑われています。福島第一原発の機器や配管が地震動によって破損していたとすれば、それは現在の耐震設計審査指針が誤っていたからにほかなりません。

また、津波による重要機器の破損が起きたことは立地審査指針が誤っていたからですし、長期間にわたる全交流動力電源喪失は安全設計審査指針が誤っていたからであるというのは、他ならぬ斑目原子力安全委員長が認めているところ です。

すなわち、現行の安全審査指針を充たしていることを安全性の根拠としている日本中の原発は、福島第一原発事故によりその安全性の根拠を失っていますので、福島第一原発事故の原因究明を踏まえた審査指針の見直しと、これに基づく再審査なくしては、もはやすべての原発の稼働が許されなくなったことは明らかです。

現在、貴社玄海原発を含めた全国の原発について、想定を超える地震動や津

波に対するストレステストが実施されています。

しかし、福島第一原発事故の原因分析とその対策が反映されていないストレステストをクリアしても、それをもって安全性の十分な確認であるといえないことはもちろん、なにより、ストレステストが各種安全審査指針の代替となり得ない以上、現在実施されているストレステストは、再稼働を認める根拠とはなり得ません。

第2 質問

以上を踏まえ、次のとおりお尋ねいたします。

1 立地自治体以外の自治体との安全協定締結について

- ① 貴社は、玄海原発において福島第一原発と同レベルの事故が生じた場合、玄海町のみならず、いかなる範囲の自治体に放射能汚染の影響が及ぶと考えていますか。
- ② 玄海町・佐賀県以外の周辺自治体も、玄海原発の稼働の安全性について、玄海町・佐賀県と同程度に利害関係を有すると考えませんか。
- ③ 放射能汚染の影響が及びうる、玄海町・佐賀県以外の自治体との間で、施設変更に対する事前了解権を含んだ安全協定を締結する予定はありますか。
- ④ (③の予定がない場合) 玄海町・佐賀県以外の自治体と、自治体の事前了解権まで含めた協定締結を行わない理由はなんですか。

2 住民に対する説明について

- ① 玄海町・佐賀県以外の周辺自治体の住民も、玄海原発の稼働の安全性について、玄海町・佐賀県の住民と同程度に利害関係を有すると考えませんか。
- ② 玄海町・佐賀県以外の周辺自治体の住民についても、玄海原発の安全性及び早期再稼働の必要性について、きちんと理解してほしいと思いませんか。
- ③ 玄海町・佐賀県以外の周辺自治体の住民の方々の中から、玄海原発の安全性及び早期再稼働の必要性について、「福島第一原発事故の原因を踏まえた安全対策が十分にとられているか」など種々の疑問が呈されているのはご存知でしょうか。
- ④ もしその方々の疑問が正しいのであれば、早期稼働はすべきではないし、

もし誤っているのであれば、貴社としてその疑問点に誠実に回答し不安の払拭に努めるべきである、と私どもは考えていますが、貴社のご見解はいかがでしょうか。

- ⑤ 再稼働をする前に、まず、そういう方々の主催する説明会に、出席して、そこで貴社の立場をきちんと説明するとともに、投げかけられた疑問点に合理的な回答をすべきと考えますが、貴社のご見解はいかがでしょうか。

3 福島第一原発事故の原因究明と再稼働について

- ① 福島第一原発事故の原因が明らかとなり、各種審査指針の見直し及びこれに基づく安全性チェックが完了するまで、貴社玄海原発を再開しない意思がありますか。
- ② (①がない場合)福島第一原発事故の原因が明らかとなっていない現状で、ストレステストの評価をもって原発の安全性が担保されると考える根拠はありますか。

第3 回答についてお願い

以上の質問についての貴社のご回答を、まず書面にて、3月1日までに下記宛てにいただけますようお願いいたします。

また、その上で、貴社のご回答に対する私たちの質疑の機会を、3月8日正午に、1時間程度設けていただきますようお願いいたします。

回答宛先： 福岡市中央区大名2丁目10-29
福岡ようきビル2階
福岡第一法律事務所
弁護士 近藤恭典
電話 092-721-1211
FAX 092-741-6638

以上